

2011年5月11日

お客様各位

国際空港上屋株式会社

東北地方太平洋沖地震に係わる救援物資の上屋料金について（お知らせ）

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり救援物資に係わる弊社上屋料金の取扱いを延長させていただきますので、お知らせ申し上げます。

弊社は、今後ともより良いサービスの提供を心がけてまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 無償取扱期間

2011年12月31日（土）搬出分まで

2. 取扱（適用）方法

※変更は御座いません。

- (1) 搬出受付時に、「救援物資等輸出入申告書」にて申告された「輸入許可証」をご提示頂ければ、該当貨物の上屋料金を無償とさせていただきます。
- (2) 既に弊社より救援物資を搬出されており、精算されているお客様におかれましては、弊社発行のBILLと「救援物資等輸出入申告書」にて申告された「輸入許可証」をご準備のうえ、弊社担当窓口までご連絡頂ければ、返金の準備を進めさせていただきます。

3. お問い合わせ先 （平日 09:00～17:00）

国際空港上屋株式会社

上記（1）に係わる窓口 業務第一部 管理課 電話番号：0476-32-8410

上記（2）に係わる窓口 経理部 経理課 電話番号：0476-32-8403

以上